

愛知学院大学薬学部動物実験指針

1. 目的

この指針は、愛知学院大学薬学部（以下「薬学部」という。）において動物実験を計画し、実施する際に日本実験動物学会の「動物実験に関する指針」の主旨に則り、科学のおよび動物愛護の観点から適正な実験を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、薬学部において実施するすべての動物実験に適用する。

3. 動物実験委員会

- (1) 薬学部における動物実験指針の適正な運用を図るために、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会の組織に関する事項は別に定める。

4. 実験計画の立案

- (1) 実験者は動物実験を医学・薬学的知識の向上と人類福祉に役立つものに限り、かつ動物の福祉に配慮しなければならない。
- (2) 実験者は、実験の範囲を研究目的に必要な最小限度に留めなければならない。そのため科学的観点から最も適正な実験動物種の選択、実験方法の検討を行わなければならない。
- (3) 立案された研究計画について実験者は、必要に応じて委員会の助言および指導を求め、有効かつ適正な実験を行うよう努めなければならない。また、実験者は、実験系を実験動物以外の系に求める努力が必要である。
- (4) 実験者は、供試動物の選択にあたって、実験成績の精度並びに再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的あるいは、微生物学的品質、育成環境等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に関しては、動物実験センター内ではその管理者（以下「センター管理者」という）の指示に従わなければならない。

5. 動物の導入

- (1) 実験者は、動物を施設に導入するにあたり、納入業者、入荷年月日を動物実験センター運営委員会（以下「運営委員会」という）に報告しなければならない。また、入荷動物の健康状態を確認し死亡・発病等の異常が認められたときには運営委員会に報告しなければならない。
- (2) 実験者は、導入された動物を新しい飼育環境に馴化させるように努めなければならない。

6. 実験中の動物の飼育管理

- (1) 実験者は、センター管理者と協力して動物実験の施設や設備の適切な維持管理を行い動物の健康および安全に充分留意し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い可能な限り清潔で快適な環境で飼育するようにしなければならない。

- (2) 実験者は、実験中のみならず、施設導入時から不要処分にいたる全ての期間にわたって動物の状態を仔細に観察し、適切な処置を施さなければならない。
- (3) 飼育室および飼育機器は動物の逃亡を防ぐとともに外部からの汚染源の流入を防ぐものでなければならない。

7. 実験操作

実験者は、固定その他の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないように麻酔などに配慮しなくてはならない。苦痛についての判断は、必要な場合、委員会の判断を求めるものとする。

8. 実験終了後の措置

実験者は、実験を終了し、若しくは中断した実験動物または疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）。

9. 安全管理に特に注意を要する実験

物質学的、化学的もしくは生物学的に特に注意を要する試料を取り扱う動物実験を実施する場合、実験者はセンター管理者と協力し、人の安全の確保に努めなければならない。本センターにおいて、病原体を用いた感染実験は認めない。また、飼育環境の汚染により他の動物が障害を受けたり、実験結果の信頼が損なわれないようにするとともに実験施設周辺への汚染防止に努めなければならない。

10. 他の機関で定められた指針等との関係

実験者が所属する学会等他の機関が動物実験に関わる指針を定めている場合にはそれを熟知するとともに、それを遵守しなければならない。もし、その指針等と本指針と矛盾した時は、委員会の判断を求めるものとする。

附則

この指針の変更等は、動物実験委員会の議を経て、教授会の承認を得るものとする。

この指針は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。